

# 川越市旅館業法施行条例及び川越市公衆浴場法施行条例の一部改正 (素案) について

令和3年12月  
保健医療部 食品・環境衛生課

## 1 改正の趣旨

川越市内の旅館業及び浴場業における入浴設備等に関する基準については、厚生労働省が技術的助言として示す「旅館業における衛生等管理要領」及び「公衆浴場における衛生等管理要領」を踏まえて、「川越市旅館業法施行条例」及び「川越市公衆浴場法施行条例」に規定しています。

令和元年9月にレジオネラ症の防止対策に関する知見により、また、令和2年12月に子どもの発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究結果等を踏まえ、上記要領が改正されました。

これらの要領改正の趣旨を踏まえて、「川越市旅館業法施行条例」及び「川越市公衆浴場法施行条例」の一部を改正しようとするものです。

## 2 改正案(骨子)

### (1) レジオネラ症の防止対策に関することについて

次のとおり、規定の新設、改正を行います。

#### 【新設】

- ① 水位計(浴槽の水位を検知する装置のこと。)を設置する場合は、毎週1回以上、適切な方法で清掃、消毒をすること。
- ② 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備(気泡発生装置等)は、連日使用している浴槽水を用いる構造でないこと。また、気泡発生装置等は、適宜、清掃、消毒すること。
- ③ シャワーは毎週1回以上、内部の水が置き換わるように通水すること。また、シャワーヘッド及びホースは定期的に点検し、毎年1回以上内部の汚れとスケール(いわゆる湯垢のこと。)を洗浄し、消毒すること。
- ④ 貯湯槽は完全に排水できるような構造とすること。
- ⑤ 配管内の湯水が完全に排水できるような構造とすること。

#### 【改正】

##### [現行条例]

浴槽からあふれ出た湯水を回収する槽(回収槽)の湯水を浴用に使わないこと。ただし、回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、回収槽の水を浴槽水とは別に適切な方法で消毒する場合は、この限りでない。

##### [改正案]

浴槽からあふれ出た湯水及びオーバーフロー水を回収する槽内の湯水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難しい場合には、オーバーフロー水の還水管を直接循環配管に接続せず、回収槽は内部の清

掃が容易に行える位置又は構造にするとともに、回収槽内の湯水が消毒できる設備を設けること。

オーバーフロー水及び回収槽の湯水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難しい場合には、オーバーフロー水の還水管及び回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、回収槽の湯水を浴槽水とは別に適切な方法で消毒すること。

**(2) 混浴制限年齢について**

10歳から7歳に引き下げます。

**3 施行日**

**(1) レジオネラ症の防止対策に関することについて**

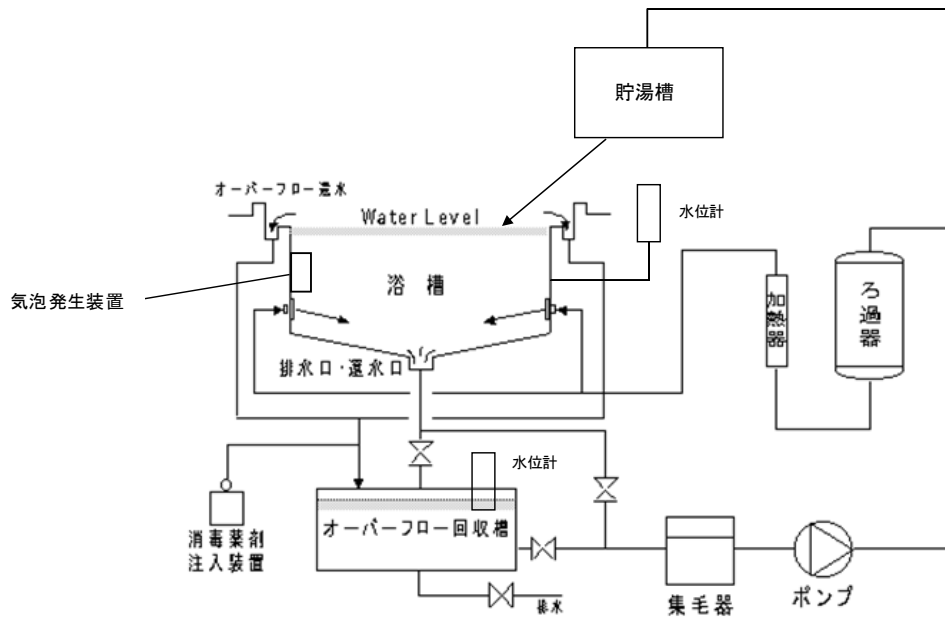
令和4年4月1日

(既存の営業施設においては、設備面に関する経過措置を設けます。)

**(2) 混浴制限年齢について**

令和4年10月1日

## 循環式浴槽システムのイメージ図



厚生労働省 (<https://www.mhlw.go.jp/topics/2001/0109/tp0911-1.html>) を加工して作成